

集中改革プラン実施状況一覧表

H22.3.31

項目	実施内容														
事務・事業の再編・整理、廃止・合理化															
事務事業等の見直し	新規事業計画策定時にサンセット方式を一部設定														
事務事業評価システムの導入	平成18年度に一部事業を対象に試行、平成19年度から全事業を対象に本格実施														
民間委託等の推進															
施設管理業務															
指定管理者制度の導入	平成18年度から市民文化会館・ほの字の里へ導入														
開館日や開館時間の見直し、施設の統廃合	平成18年度から東診療所を廃止 平成21年度から自然遊学館の開館時間を変更														
その他の事務															
市営葬儀業務	平成19年10月から民間事業者へ委託														
一般ごみ収集業務	平成19年度から家庭系ごみ・資源ごみの収集区域・方法などを見直し 平成20年度から家庭系ごみの収集量の概ね30%・平成22年度から概ね20%(合計50%)を民間事業者へ委託														
貝塚市歴史展示館・市民庭園管理業務	平成17年10月の開館時から民間団体へ管理を委託														
東保育所の民営化	平成20年度から東保育所を民営化														
定員管理・給与の適正化															
定員管理の適正化 平成17年度 664人 → 平成22年度 639人 (一般会計及び特別会計の職員数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>664</td> <td>664</td> <td>653</td> <td>640</td> <td>639</td> <td>633</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年度4月1日現在)</p>	年度	17	18	19	20	21	22	職員数	664	664	653	640	639	633
年度	17	18	19	20	21	22									
職員数	664	664	653	640	639	633									
給与の適正化															
特別職退職手当の40%減額	平成17年度から実施														
特殊勤務手当の一部廃止・見直し	平成18年度から9手当廃止・4手当見直し 廃止 市税事務従事手当(1種及び2種)、国民健康保険料徴収事務従事手当、し尿処理作業従事手当、社会福祉業務従事手当、時差勤務手当、変則勤務手当、じんあい収集作業等従事手当(2種)、と畜場汚物処理作業従事手当、庁務員時差勤務手当 見直し じんあい収集作業等従事手当(1種)、下水清掃作業等従事手当、納棺・火葬業務従事手当、救急救命士従事手当														
通勤手当の見直し	平成18年度から2キロメートル未満の支給を廃止														
住居手当の見直し	平成19年度から一律支給分9,000円を順次減額し、21年度から廃止 18年度9,000円、19年度6,000円、20年度3,000円、21年度廃止														
幼稚園長の管理職手当の見直し	平成18年度から定率(11.4%)から定額(37,000円)へ減額														
幼稚園に勤務する教育職員の義務教育等教員特別手当の廃止	平成18年度は2分の1支給、平成19年度から廃止														

項 目		実 施 内 容
	給料表格付けの適正化	平成19年1月から級別標準職務表に適合しない級への格付け(係長級あたり)を是正
	その他	特別職給の減額の継続(平成10年度から) 平成17年度(13~15%)・18年度(11~12%)・ 19年度(10~11%)・20年度(10%) 課長級以上の管理職手当の10%減額の継続(平成10年度から) 職員給料の3%減額(平成16・17年度) 議員報酬の5%減額(平成16年4月から平成19年4月まで) 議員報酬の2%減額(平成19年7月から平成20年3月まで)
	給与・定員管理等の状況の公表	平成18年3月から国の公表様式に準拠し、給与・定員管理等の状況をホームページへ掲載
	福利厚生事業	平成18年度から大阪府市町村職員互助会補給金の事業主負担を順次減額 17年度 14/1,000、18・19年度 7/1,000、20年度 3/1,000 互助会については平成21年3月に解散
人材育成の推進		
	人事管理・給与システムの導入	平成19年2月から人事総合システム(人事・給与・出退勤管理)を導入
	職員提案・表彰制度の充実	平成20年度から実施の業務改善運動において改善実践・改善提案を募集し、発表大会において改善事例を表彰
	管理職への部下育成研修の充実	平成18年11月・平成19年2月に課長級職員を対象に部下育成研修を実施 平成20年8月に課長級職員を対象に折衝・交渉能力向上研修を実施
	職員研修の充実	階層別や一般研修等を計画的に実施 委託研修については、平成20年度から研修効果測定を実施
組織・機構の改革		
	組織・機構の見直し	平成18年度:都市政策部と人権平和部を統合、福祉関係課の組織を見直し、庶務課危機管理系の体制を強化
		平成20年度:環境政策に係る専任組織を整備、出先機関の位置付けを見直し、係制を見直し
	総合窓口制度の見直し	平成18年9月から市民課窓口業務を見直し、各種証明書・届などの取扱い窓口を一部変更
第三セクターの見直し		
(財)貝塚市文化振興事業団		
	運営の効率化	平成18年度から市民文化会館の指定管理者に選定
(財)貝塚市都市整備公社		
	収益的事業の拡大	平成18年度から有料駐車場事業を拡大
	組織の見直し	平成20年度末で解散
貝塚市土地開発公社		
	健全化計画の策定	平成18年度から平成22年度を期間とする健全化計画を策定
	借入金の一部に入札制を導入	銀行借入金の一部に入札を実施
	嘱託員を廃止し、行財政管理課で業務を執行	平成18年度から事務局専任嘱託員を廃止

項 目	実 施 内 容
経費節減の財政効果	
収入関係	
使用料・手数料、分担金・負担金の見直し	平成18年度から東住宅駐車場使用料を改定 平成17年度・月額3,000円、18年度・月額4,000円、 19年度以降・月額5,000円
	平成19年度から住民票・税関係証明書などの交付手数料を改定
	平成19年度から入湯税を徴収(宿泊150円、日帰り75円)
	平成20年度から保育所保育料を改定
	平成20年7月からがん検診等実費徴収金を改定
	平成20年7月から公共施設の使用料を改定
	平成21年3月・平成22年3月に自動販売機の一部について設置事業者を入札
	平成21年度から葬儀使用料(市外利用)を改定
遊休用地などの有効活用	平成20年度に旧清掃事務所跡地の一部を一般競争入札にて売却
保育所の延長保育の負担金徴収	平成18年度から有料化 (原則1日あたり200円、1カ月の限度額2,000円)
幼稚園使用料の見直し	平成18年度から改定(月額8,000円→9,000円)
広報紙への有料広告の掲載	平成18年10月号から広報紙へ有料広告を掲載
	平成19年4月から広告掲載の市民課窓口封筒を、商工会議所を通じて無償提供を受ける
	平成21年7月からホームページへバナー広告を掲載
支出関係	
団体組織との関係の見直し	団体に対する補助制度見直しのなかで検討
行政サービスの統廃合や有料化の検討	事務事業評価制度を活用しながら検討
東診療所の廃止	平成18年度から廃止
市民交通傷害保険の廃止	平成18年度から廃止
小学校給食調理員の半数を嘱託化	平成18年度から給食調理員の概ね半数を嘱託化
職員貸与事務服の廃止	平成18年度から廃止
市税前納報奨金の廃止	平成19年度から廃止
議会視察の一部休止及び議会関係経費の見直し	平成17年度から議会運営委員会視察の休止及び議会関係経費の見直し
長寿祝金の見直し	平成17年度から対象年齢・支給金額を見直し
難病患者見舞金の廃止	平成17年度から廃止
被保護者夏期歳末一時金の廃止	平成17年度から廃止
教育キャンプ場の廃止	平成17年度から廃止

項 目		実 施 内 容																				
その他																						
	小中学校の就学援助基準の見直し	平成18年度から認定所得基準を生活保護基準額の1.3倍から1.1倍へ改定																				
	高齢者・障害者住宅改造助成の廃止	平成17年度から廃止																				
	老人クラブ補助金の減額	平成18年度から減額(1人あたり1,150円→1,000円)																				
地方公営企業の経営健全化																						
病院事業																						
	未収金対策として、自宅や勤務先の訪問の強化	平成17年度から実施																				
	分娩予定者から前納金の徴収	平成17年度から実施																				
	乳がん高度検診治療センターの開設にあわせ、診療体制の充実と患者増による収益の拡大	平成18年度から実施																				
	給食部門の一部委託化による調理員の1名減員	平成18年度から実施																				
	定員管理・給与の適正化																					
	定員は、医師等の直接医療部門を充実 平成17年度 250人 → 平成22年度 265人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>250</td> <td>254</td> <td>248</td> <td>239</td> <td>247</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>					年度	17	18	19	20	21	22	職員数	250	254	248	239	247	260	(各年度4月1日現在)	
年度	17	18	19	20	21	22																
職員数	250	254	248	239	247	260																
	給与の適正化	市長部局に準拠																				
水道事業																						
	停水執行の強化	平成17年度から滞納6ヵ月から4ヵ月へ停水執行を強化																				
	開閉栓業務の嘱託化による、再任用(短期)終了に伴う正職員1名補充の抑制	平成18年度から実施																				
	組織体制の見直し	平成18年度から業務課を廃止し、総務課と営業課を設置 平成20年度に上水道・下水道部門を統合、係制を見直し																				
	定員管理・給与の適正化																					
	定員管理の適正化 平成17年度 40人 → 平成22年度 40人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>					年度	17	18	19	20	21	22	職員数	40	40	40	39	39	41	(各年度4月1日現在)	
年度	17	18	19	20	21	22																
職員数	40	40	40	39	39	41																
	給与の適正化	市長部局に準拠																				
下水道事業																						
	水洗化の促進による収入の確保	水洗化の促進を継続実施																				
	下水道使用料の見直し	平成20年度から改定																				

項 目		実 施 内 容						
	定員管理・給与の適正化							
	定員は市長部局全体のなかで管理(業務量に変化がない場合は26人)	年度	17	18	19	20	21	22
	給与の適正化	職員数	26	26	26	26	26	26
		(各年度4月1日現在)						
と畜場事業		市長部局に準拠						
嘱託員を廃止し、シルバー人材センターへ委託		平成17年7月から実施						
地域協働の推進								
市民の公益活動促進のための指針の策定		平成20年12月に市民公益活動促進に関する指針を策定						
アドプトシステムの導入		平成19年1月にアドプト・プログラム実施要領を制定 平成19年3月「アドプト・ロード加神」認定 平成19年4月「アドプト・ロード鳥羽」認定						
公正の確保と透明性の向上								
情報公開制度の活用								
財政状況		予算・決算などの財政状況をホームページ・広報紙へ掲載						
主要施策の概要・進捗状況		平成19年度から全事務事業評価シートを公表						
人件費		平成18年3月から国の公表様式に準拠し、給与・定員管理等の状況をホームページへ掲載						
交際費		平成18年6月から毎月の交際費の執行状況をホームページへ掲載(市・議会・教育委員会・水道事業)						
パブリックコメント制度の整備		平成19年1月にパブリックコメント手続実施要綱を制定						
審議会等への市民参加								
市民委員の拡大、開催内容の公表		平成19年1月に審議会等委員の市民公募及び会議の公開指針を制定						
広聴制度の充実								
市民アンケートの実施		平成18年10月に市民2,000人を対象に実施						
公共施設への提案箱の設置		平成18年10月から市役所本館の市民課ロビー、浜手・山手地区公民館へ設置						
ホームページへ意見欄を開設		平成18年10月から開設						